

2019年10月9日 全6頁

# コア業務純益から投信解約損益を除外する見直し【確定版】

## コア業務純益の増加目的で投資信託を購入するインセンティブの低下も

金融調査部  
主任研究員 金本悠希  
制度調査担当部長 吉井一洋

### [要約]

- 9月13日、金融庁は、投資信託解約損益を除くコア業務純益を開示項目に追加する銀行法施行規則の改正を公表した。6月28日に金融庁が公表した改正監督指針でも、投資信託解約損益を除くコア業務純益によって銀行の収益性を測ることとされている。
- コア業務純益は、銀行の本業による収支から、経費と一時的な変動要因である債券売却益等を除いたものである。投資信託解約損益は含まれるが、債券や株式の売買損益は含まれないとされる。
- コア業務純益は本業の収益性を表す指標として利用されており、コア業務純益から投資信託解約損益が除外された場合、コア業務純益における投資信託の解約損益の比率が高い銀行の場合は投資信託を購入するインセンティブが低下すると考えられる。

(注) 本稿は、金本悠希・吉井一洋「コア業務純益から投信解約損益を除外する案」(2019年6月10日付大和総研レポート)の確定版である。

## 1. はじめに

9月13日、金融庁は、銀行等の収益指標の開示の充実及び利便性の向上を図るため、法令上の開示項目を追加する銀行法施行規則等の改正を公表した<sup>1</sup>。

これに先んじて、6月28日に、金融庁は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正<sup>2</sup>（以下、「改正監督指針」）を公表している。改正監督指針は、収益性の低い銀行に対して業務改善命令を発出し得ることを定めている。

銀行が本業の収益力を表す指標として開示している「コア業務純益」に関して、前者は、投資信託解約損益を除外した額を開示することを求め、後者は、その額を収益性の指標として確認することとしている。

<sup>1</sup> 金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20190913/20190913.html>) 参照。

<sup>2</sup> 金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190628-4.html>) 参照。

## 2. コア業務純益における投資信託解約損益の位置づけ

### (1) 投資信託の解約損益の計上箇所<sup>3</sup>

銀行の損益計算書上、(証券)投資信託の収益分配金は「有価証券利息配当金」に計上されている。(証券)投資信託の解約・償還差損益もこれに含まれる。他方で、(証券)投資信託の買取請求による売却益は「国債等債券売却益」、買取請求による売却損は「国債等債券売却損」に計上されている。

### (2) コア業務純益とは

コア業務純益とは、銀行本来の業務による収益力を表す指標として利用され、決算短信などで開示されている。コア業務純益は、具体的には、銀行の本業（貸出業務、為替業務、金融商品販売業務等）による収支から、経費（人件費・物件費等）を差し引き、一時的な変動要因である債券売却益等を除いたものである<sup>4</sup>（図表参照）。

図表 主要損益の関係

業務純益	
コア業務純益	
コア業務粗利益	
資金利益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
資金調達費用	
役務取引等利益	
その他業務利益	
経費	
人件費	
物件費	
税金	
国債等債券関係損益	
一般貸倒引当金繰入額	
臨時損益	
不良債権処理額	
個別貸倒引当金繰入額	
貸出金償却	
株式等関係損益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他臨時損益	
経常利益	
特別損益	
法人税等	
当期純利益	

(出所) 全国地方銀行協会「地方銀行 2017 年度決算の概要」を参考に、大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>3</sup> 銀行経理問題研究会編『銀行経理の実務 第9版』金融財政事情研究会（2016）p. 485、p. 504 参照。

<sup>4</sup> 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令 別紙様式第一号では、「コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益」と定義されている。

コア業務純益は、金融機関に公的資金を予防的に注入する金融機能強化法<sup>5</sup>において、銀行の収益性を測るための指標として指定されている。

銀行は金融機能強化法に基づいて公的資金の注入を申請する場合、収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。収益性の目標として、具体的には「コア業務純益」又は「コア業務純益 ROA」の目標値がどれだけ増加又は上昇するかを記載することが求められる。

### (3) コア業務純益と投資信託の解約損益・売却損益

有価証券利息配当金に分類される（証券）投資信託の解約損益は、現状では、コア業務純益に含まれている。他方で、（証券）投資信託の売却損益は、国債等債券売却益・同売却損として国債等債券関係損益に分類され、コア業務純益には含まれていない。

## 3. コア業務純益から投資信託解約損益を除外する見直し

### (1) 自由民主党の提言

5月7日、自由民主党金融調査会は「地域金融機関の経営力の強化に向けて」と題する提言を公表した<sup>6</sup>。地域金融機関が厳しい経営環境にある中で、その経営力の強化に資するよう、十分な金融仲介機能の発揮やそのための環境整備、有価証券運用体制の高度化の取組みを推進するよう求めている。

提言の中で、自由民主党金融調査会は、次のように、コア業務純益に含まれている投資信託解約損益について「開示の適正化を図る必要がある」という指摘をしており、コア業務純益から投資信託解約損益を除外することが示唆されていた<sup>7</sup>。

投資信託解約損益はコア業務純益に含まれるが、取引として同様の経済効果がある債券や株式の売買損益は、コア業務純益に含まれておらず、収益指標の開示を歪めているとの指摘がある。したがって、投資信託解約損益について開示の適正化を図る必要がある。また、我が国の会計基準上、その他有価証券の含み損益が P/L に認識されないことについて、国際会計基準等の動向も踏まえ議論が行われており、仮に会計基準の見直しが行われる場合には、金融機関における会計処理にも影響が及ぶこととなる。

<sup>5</sup> 金融機能の強化のための特別措置に関する法律。2004年8月1日に施行され、当初2008年3月末までの時限措置とされていたが、3度の延長を行い、2022年3月末が終了期限となっている。

<sup>6</sup> 自由民主党ウェブサイト (<https://www.jimin.jp/news/policy/139494.html>) 参照。

<sup>7</sup> 脚注6資料のp.13の脚注4。

## (2) 金融庁の早期警戒制度の見直し

前述の金融庁の改正監督指針は、早期警戒制度として、収益性の低い銀行に対して業務改善命令を発出し得ることを定めており、収益性を測るため、投資信託解約損益を除いたコア業務純益を確認するとしている。改正監督指針は、すでに6月28日から適用されている。

改正監督指針は、地域金融機関が将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮していくため、「早期警戒制度」を見直すものである。早期警戒制度とは、自己資本比率の最低水準を上回っていても、銀行が収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクに関する一定の基準に該当した場合、ヒアリング等を実施し、銀行に早め早めの経営改善を促す枠組みである。

改正監督指針は、銀行の持続可能な収益性を把握するとしており、具体的には、銀行の将来の一定期間（概ね5年以内）の「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」の状況について、継続的に赤字になるか等を確認するとしている。この趣旨は、銀行の「持続可能な収益性」を把握するに当たって、コア業務純益が、含み益のある投資信託を解約することによって得られる、一時的な利益である投資信託解約益により調整されることを回避するものと考えられる。

改正監督指針は、銀行の持続可能な収益性と将来にわたる健全性の状況を把握し、改善が必要な銀行には、必要に応じ、報告徴求又は検査を実施して「業務改善」を促すとしている。業務改善の具体的内容は、「店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策、資本増強、社外流出の抑制及びこれらを確実に履行するための経営管理体制の確立等」が含まれるとされている<sup>8</sup>。さらに、業務改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、業務改善命令を発出するとしている。

改正監督指針に対しては、全国地方銀行協会が金融庁に意見を提出していた<sup>9</sup>。同意見で全国地方銀行協会は、上記の業務改善の内容が、（早期警戒制度としながら）自己資本比率が最低水準の4%を下回った場合に発動される「早期是正措置の第2区分（国内基準行であれば、自己資本比率1%以上2%未満の場合）に対して出されることとなっている命令と類似、ないしそれ以上に強い措置となっている」と指摘していた。

その上で、「実績値ではなく見込み値によって強い措置を発動しようとするものであり、このような制度が具体的な数値基準が明示されないまま、当局の裁量で運用されることがないよう」、基準・考え方を明確化することや、「特定の基準に抵触したことをもって機械的に適用されることのないよう、金融機関との十分な対話」を行うことなどを要望していた。

この意見に対して金融庁は、監督指針に記載している「業務改善の内容はあくまでも例示であり、必ずしも常に求められるものではありません」としている。また、「具体的な基準や計算

<sup>8</sup> 2019年3月15日付の日本経済新聞電子版では、「収益力の低下が経営トップのガバナンス（統治）に起因していると判断すれば、業務改善命令の中に『経営責任の明確化』を盛り込み、事実上、経営陣の刷新を迫る」とされている。

<sup>9</sup> 全国地方銀行協会ウェブサイト ([https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story\\_id=1578](https://www.chiginkyo.or.jp/app/story.php?story_id=1578)) 参照。

方法については、その時点の経営環境や市場の状況等を踏まえ設定されるものであり、また、具体的な基準や計算方法を示した場合、基準に該当する金融機関に無用の風評が生じるおそれがあることから」明示していないとしている<sup>10</sup>。

### (3) 金融庁の開示項目の見直し

改正前の制度において、銀行は銀行法に基づき、主要な業務の状況を示す指標として、「業務粗利益」と「業務粗利益率」を開示することが求められている（銀行法 21①、銀行法施行規則 19 の 2①三八、別表第一）。

前述の金融庁の改正銀行法施行規則は、収益指標の開示の充実及び利便性の向上を図るため、開示項目を追加している。具体的には、主要な業務の状況を示す指標として、上記の項目に加え、「業務純益」、「実質業務純益」、「コア業務純益」及び「コア業務純益（除く投資信託解約損益）」を追加している（改正銀行法施行規則 別表第一）。

本改正は、9月13日から施行され、令和元年9月以降の中間事業年度及び事業年度に係る説明書類（ディスクロージャー誌）において、令和元年9月以降の係数が開示される<sup>11</sup>。

前述の早期警戒制度の見直しは、対象が中小・地域金融機関に限られているが、この開示項目の見直しは銀行一般が対象である。また、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会についても同様の開示項目の見直しが行われている。

## 4. コア業務純益から投信解約損益を除外した場合の影響

マイナス金利政策や地域経済の低迷により、貸し出しの利ざやが縮小している地方銀行の中には、コア業務純益を増加させるため投資信託の購入額を増加させている銀行も存在するとの指摘もある<sup>12</sup>。地方銀行に限らない国内銀行全体のデータだが、日本銀行の資金循環統計によると、2018年3月末時点で国内銀行が保有する投資信託受益証券の残高は、15兆9,306億円である。

投資信託解約損益は、コア業務純益から除外されても業務純益や当期純利益には含まれるが、コア業務純益は本業の収益力を表す指標として利用されている。開示項目の見直しにより、投資信託解約損益を含むコア業務純益だけでなく、同損益を除いたコア業務純益も開示が求められることになるため、銀行がコア業務純益を増加させる目的で投資信託を購入するインセンテ

<sup>10</sup> 脚注2のウェブサイトに掲載の「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.1 参照。

<sup>11</sup> ディスクロージャー誌・中間ディスクロージャー誌には直近2年度分の係数を開示するが、令和元年9月期の中間ディスクロージャー誌には平成30年9月期の係数の記載は不要と考えられ、令和2年3月期のディスクロージャー誌には令和元年3月期の係数の記載は不要と考えられる。

<sup>12</sup> 日本経済新聞社編『地銀波乱』日本経済新聞出版社（2019）pp.159-160は、一部の私募投信に資金が殺到している背景として「投信を持つことで得られる毎期の分配金や、投信の売却益は本業のもうけである『コア業務純益』に計上できる」ことを指摘している。

ィブは低下すると考えられる。また、改正監督指針において当局が確認するとされている収益性の指標は、投資信託解約損益を除くコア業務純益とされているため、改正監督指針の対象である中小・地域金融機関はなおさら、そのようなインセンティブが低下する可能性があるだろう。

(以上)